

令和5年度
専門学校生への効果的な経済的支援の
在り方に関する実証研究事業

概要版

2024年3月
株式会社 リベルタス・コンサルティング

1

1. 事業概要

2

1. 事業概要 (1) 事業の目的

本調査の目的

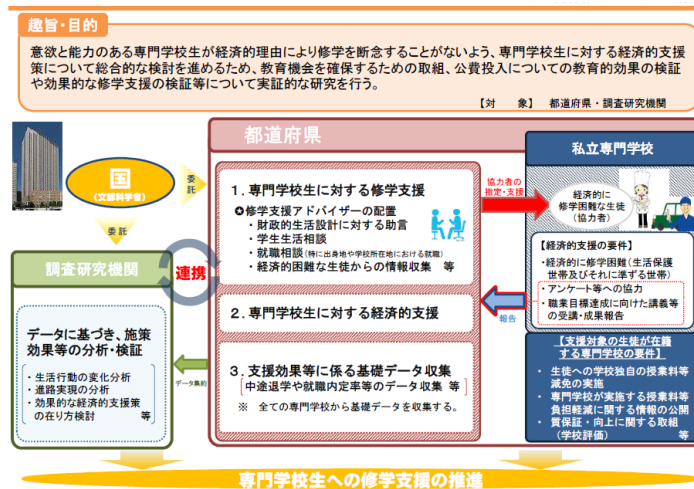
- ◆ 専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。
- ◆ 意欲と能力のある専修学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、各専修学校における経済的支援に係る効果的な取組を含め、施策効果等に関するデータを収集し、分析・検証を行うことを通じて、専修学校生に対する経済的支援について総合的な検討を行う。

3

1. 事業概要 (2) 事業全体の枠組み①

■ 本事業の全体の枠組みは、下記の通り。

■ 本事業では、専門学校生に対して実施された経済的支援、修学支援について、データに基づき、施策効果の分析・検証を行った。



4

1. 事業概要 (2) 事業全体の枠組み②

■経済的支援の対象要件は、下記の通り。令和2年度より、従来の支援(A)に加え、「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援(B)」が開始された。令和5年度は、支援(A)は終了し、支援(B)のみが実施されている。

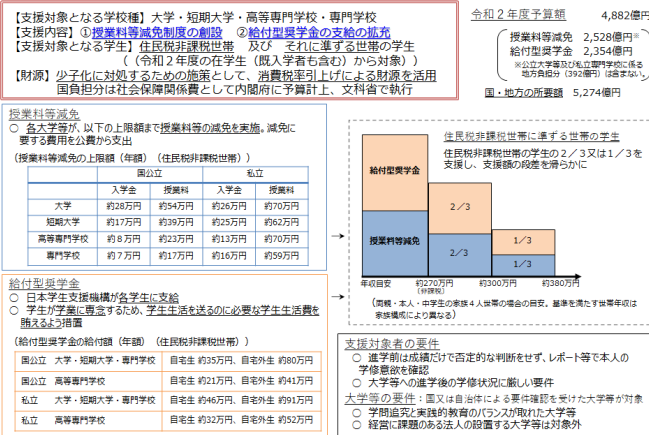
支援の種類	生徒	学校	支援額
A. 修学等のための支援 (従来の対象者)	<p>〔経済的要件〕 勉学に対する意欲がある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者。 ア 生活保護世帯の生徒 イ 個人住民税所得割非課税世帯の生徒 ウ 所得税非課税世帯の生徒 エ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒</p> <p>〔その他の要件〕 ・経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。 ・令和元年度までに専門学校に入学した生徒であり、高等教育の修学支援新制度により支援を受けていない者とする。</p>	<p>ア 私立専門学校専門課程(専門学校)であること ※ただし、営利を目的とした法人が設置した専門学校を除く イ 職業人材の育成を目的としていること ウ 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免の規程を整備し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を決定していること(当該規程に基づき協力が授業料減免を受けている必要がある) エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要及び支援額を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること</p>	<p>・支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内を原則とする。 ・ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は原則として専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。</p>
B. 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援	<p>〔経済的要件〕 勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒</p> <p>〔その他の要件〕 ア 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校または高等専修学校(以下、専門学校等)から授業料減免を受けていること。</p>	<p>ア 私立専門学校専門課程(専門学校)または高等専修学校(高等専修学校)であること ※ただし、営利を目的として法人が設置した専門学校を除く イ 専門学校においては、職業人材の育成を目的としていること ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること(当該制度に基づき協力が授業料減免を受けている必要がある) エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要及び支援額を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること カ 学校評価(自己評価)を実施し、その結果を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること</p>	<p>・支援金の額は、専門学校等が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内を原則とする。 ・ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。 ・支援金の額は専門学校生については2.5万円、高等専修学校生については1.0万円を超えないものとする。</p>

5

1. 事業概要 (3) 高等教育の修学支援新制度について

- 令和2年度から新たに「高等教育の修学支援新制度」が開始された(下記図参照)。
- また、前頁でみたように、国事業では、コロナ禍を原因とする家計急変者を支援対象として追加。
- 今年度は、上記2つの支援の効果等を検証する調査を実施。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期: 令和2年4月1日/通常国会で法成立: 令和元年5月10日)
【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日閣議決定)より】 * 政省令: 令和元年6月28日公布



※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

6

1. 事業概要 (4) 調査概要①

■施策効果の分析・検証を行うために、下記のアンケートを実施した。

調査名	調査対象
学校調査（専門学校調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国すべての専門学校を対象に、学生の就学・卒業状況、経済的支援の状況を調査。 ・調査対象数は2,507校（専門課程を置く私立専修学校）、1,467校から回収（回収率58.5%）
卒業生調査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27～令和4年度の協力者で専門学校を卒業した者を対象に、現在の就職状況等について調査 ・614名に調査を実施し、261名から回収（回収率 42.5%）

7

1. 事業概要 (4) 調査概要②

■さらに、下記の対象者にヒアリングを実施した。

調査対象		概要
国事業参加者	協力校	本年度、国事業に参加している専門学校 1校
	協力校の協力者（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者）	1名
	都道府県	国事業の都道府県担当 1名
学校調査（専門学校調査）回答校		ヒアリング協力可能と回答した専門学校の中から 8校 (自由記述等において修学支援新制度の課題等について詳細な記載があった学校。学校規模、及び地域等はバランスよく抽出)

8

2. 卒業生調査等からみる 国事業の成果について

9

2. (1) 概要 ①国事業の参加状況

■平成27年度より実施している国事業に、延べ914校、3,518名の生徒が参加した。

図表 国事業の対象者数

	協力校	協力者
平成27年度	93	344
平成28年度	139	488
平成29年度	179	650
平成30年度	192	685
令和元年度	200	720
令和2年度	89	589
令和3年度	16	32
令和4年度	5	9
令和5年度	1	1
計	914	3,518

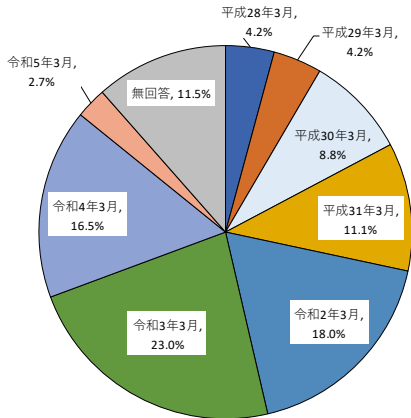
※合計は延べ数

10

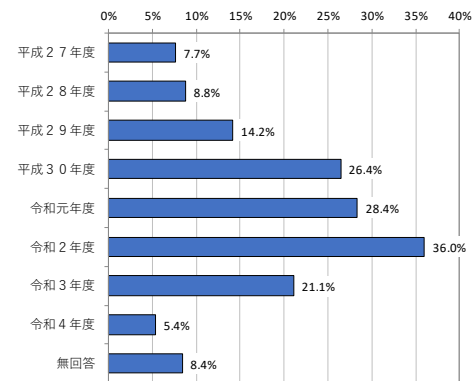
2. (1) 概要 ②調査対象の属性

- 本章では、卒業生調査から、在学中の状況や協力者の卒業後の状況を見る。
- 調査対象の卒業時期、国事業の支援を受けていた時期は、下記の通り。

図表 卒業時期(卒業生調査(R5):n=261)



図表 支援を受けた時期(卒業生調査(R5):n=261 複数回答)

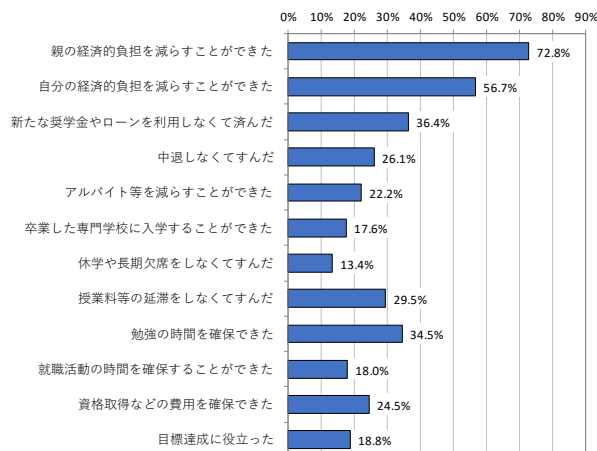


11

2. (2) 経済的支援の効果 ①国事業の効果

- 国事業で支援を受けたことによる効果は、「親の経済的負担を減らすことができた(72.8%)」「自分の経済的負担を減らすことができた(56.7%)」のほか、「新たな奨学金やローンを利用しなくて済んだ(36.4%)」「勉強の時間を確保できた(34.5%)」など多岐にわたる。

図表 国事業で支援を受けたことによる効果(卒業生調査(R5):n=261)



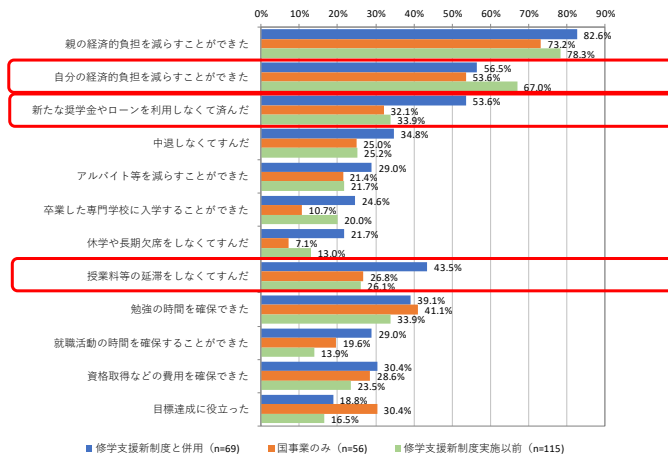
12

2. (2) 経済的支援の効果 ②修学支援新制度との併用による効果

■ 修学支援新制度と国事業を併用した場合は、「新たな奨学金やローンを利用しなくて済んだ」「授業料等の延滞をしなくてすんだ」などの回答割合が高い。

■ 修学支援新制度以前の協力者は「自分の経済的負担を減らすことができた」の回答割合が高い。
⇒国事業は、家計的に親から独立していた協力者(社会人も含む)も多かったことがうかがえる。

図表 国事業で支援を受けたことによる効果(卒業生調査(R5))



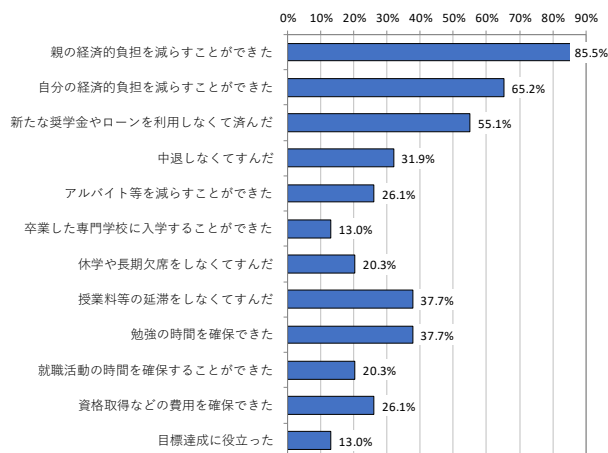
13

2. (2) 経済的支援の効果 ③修学支援新制度の効果

■ 修学支援新制度を受けたことによる効果についても、前頁の国事業と比較して「新たな奨学金やローンを利用しなくて済んだ」の回答割合が高い。

⇒新制度は、支援開始時期が早く、学費計画が早めに立てられるため、これらの効果が高まる。

図表 高等教育の修学支援新制度を受けたことによる効果(卒業生調査(R5)) : n=69



14

2. (2) 経済的支援の効果 ④自由記述

■国事業について、自由記述では下記のようなコメントがあった。

図表 国事業について(卒業生調査(R5)) (自由記述)

- ・自分はたまたまコロナウイルスの時だったから支援が受けれた。それ以外でも低所得者の人がもっとたくさんの方が支援を受けれるとうれしく思う。
- ・好きな仕事を続けています(専門学校で学んだ)ありがとうございました
- ・負担が少し減って助かりました。これからも続けて欲しいと思います。
- ・日本の学生にもっと沢山のお金を支援してほしい。日本の学生を大切にしてほしい。
- ・今後も継続的に実施していければ良いと思う
- ・このような支援を受けられたことを非常にラッキーに思います。非常に助かっています。夢だった仕事に就けて、多忙な中精進する日々です。さらに必要とされる人材になるように、励みたいと思います。
- ・勉強に集中できた、事業がある事がわかりにくい
- ・対象は限られてはいるものの、本気で資格取得を目指したくても経済的理由でそれを諦めてしまっている人にはいい制度だと思う。
- ・奨学金を借りる必要があるため、もうすこし支援金の額があがると、勉強に集中できたと思う
- ・感染症蔓延、コロナ禍における収入減少を機に、支援申請をしたと記憶しております。経済的支援をうけたことにより、精神面での不安も減り、学生生活を無事送ることができました。その節は大変ありがとうございました。社会情勢と関係なく、働きながら通学する同級生が数多くいました。彼らの多くは条件が合わずに援助を受けることが出来ず、苦勞していたのを鮮明に覚えています。社会人学生に特化した支援制度が整うことを切に願います。予算の上限等の関係上、難しいとは思いますがより多くの学生に支援の手が届けばと思います。
- ・学ぶ意欲がある人に今後も支援いただけたら嬉しいです
- ・金銭的な問題よりも学びたいという気持ちを優先することができる
- ・これからも困っている家庭の支援をしていただければ幸いです
- ・勉強したくても金銭面で出来ない子達には良い制度だと思うので、引き続き継続して欲しいです
- ・必要な制度だと思います。
- ・ご支援いただき、勉強に励む時間が増えました。
- ・勉強に費やす時間が増え、就職も希望通り叶ったので受けられて良かったです。
- ・とても助かる制度なのでぜひ色々な生徒の夢を途絶えさせることなく必要な人達にこの制度が使われることを願っております。

15

2. (3) ヒアリングからみた国事業の効果と課題 ①効果

■ヒアリングにおいては、国事業は経済的支援部分だけでなく、修学支援アドバイザー制度や目標管理シートが役に立ったという意見もあがっている。

<授業料等の滞納・未納が減った、経済的理由による中退学生が減った、学生の成長に繋がった>

- 国事業の支援時期は、すでに学費を支払っている後なので、学費に充当ではなく返金対応を行っている。そのため授業料に対してではなく貸与型奨学金の支払いが楽になったという意見があった。また、1年生の場合は、2年次の学費支払いがスムーズになるという効果があった。(都市部・調理栄養)
- 修学支援アドバイザー配置事業によるファイナンシャルプランナーの講演会や相談会を通じて、生徒が学費やお金について学ぶことができた。(都市部・複数分野)
- 目標管理シートを活用することで、年度当初達成できないと思っていた高い学習効果を得られた生徒もいた。(都市部・複数分野)

<協力者からの意見(修学支援新制度との併用者)>

- もし国事業や修学支援新制度がなかった場合、アルバイト代では授業料が足りない可能性があった。足りない場合は両親が支払う可能性があったので、両親の負担がなくなった。また、現在通っている専門学校は、学費が大学よりも高い。また、家から学校までが遠く、定期代が月1万円かかる。このような状況なので、支援制度がなければ厳しい。(都市部・調理栄養)
- もし支援がなかった場合、アルバイトの時間が増えていたと思う。また、現在高校生の妹が大学に入学する予定であるため、支援を利用することで兄妹の心配や両親の負担が減った。(都市部・調理栄養)

※ヒアリングコメントの後ろのカッコ内は、学校の場所(都市部/地方)と専門分野を示している。以下同様。

16

2. (3) ヒアリングからみた国事業の効果と課題 ②課題

■国事業の課題として、支援時期が遅いことがあげられた。年度内における支給時期の遅さだけでなく、事業形態から次年度以降の見通しが立ちにくいことも課題としてあげられている。

<支援時期が遅い、次年度の支援が保証されていない>

- 国事業は、支給時期が課題である。支給決定の時期が遅い（※このケースは、都道府県が、目標達成や退学していないかなどを確認した上で対象者を決定していたため、支給時期が毎年、2～3月になっていた）。生徒に一番必要となる授業料支払いの時期に給付が入ってこない。もう少し早ければ、より生徒も楽になったのではないかと思う。（都市部・調理栄養）
- 国事業は、年度事業のため、次年度も確実にあるという保証がなく、次年度の見通しが立たなかった。国事業と比べて修学支援制度は、継続して制度がある点がメリットであり、卒業までの長期的な学費計画を立てることができる。（都市部・複数分野）

<その他>

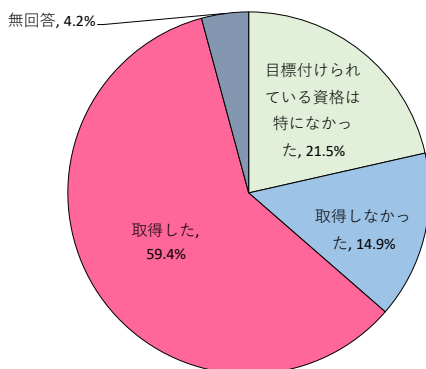
- 修学支援新制度の方が支援額が大きいのもメリットである。（都市部・複数分野）
- 修学支援新制度は、生徒の審査をJASSOが行ってくれるので、その分の学校の負担は減る。（都市部・複数分野）

17

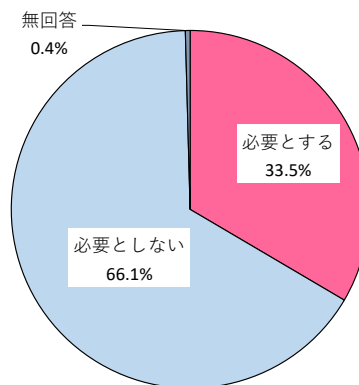
2. (4) 専門学校での学び ①資格の取得

- 卒業生の6割が、専門学校在学中に「学科での勉強に関連する資格」を取得。
- 卒業生の3割以上が、資格が必要な職業に就いている。

図表 専門学校入学後の「学科での勉強に関連する資格」の取得
(卒業生調査(R5):n=261)



図表 資格が必要な職か(卒業生調査(R5):n=230)



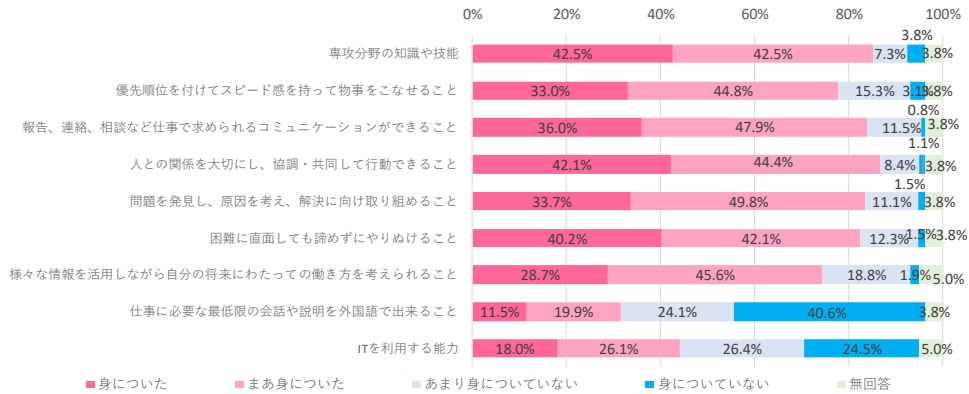
18

2. (4) 専門学校での学び ②基礎能力

■卒業生は、専門学校における勉強を通じて、「人との関係を大切にし、協調・共同して行動できること」「専攻分野の知識や技能」などの能力を身に付けたと回答。

■一方で、「ITを利用する能力」は4割、「仕事に必要な最低限の会話や説明を外国語で出来ること」は3割にとどまっている。

図表 専門学校における勉強を通じて身に付けた力(卒業生調査(R5):n=230)

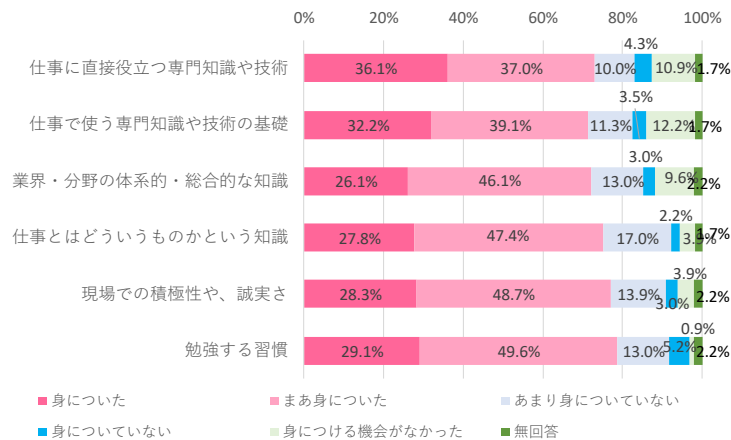


19

2. (4) 専門学校での学び ③仕事に関する能力

■卒業生は、「仕事に直接役立つ専門知識や技術」や「勉強する習慣」などの能力を、専門学校時代の勉強で身に付けたと7割以上が回答。

図表 専門学校時代の勉強で身に付けた現在の仕事に関する能力(卒業生調査(R5):n=230)

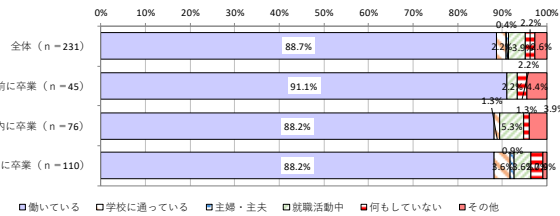


20

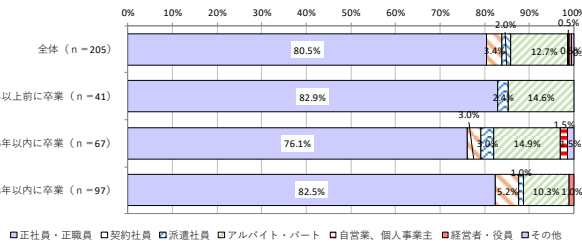
2. (5) 現在の状況 ①就職状況

- 回答者の約9割は現在、働いており、うち8割は正社員である。
- 専門学校卒業後5年以上たった協力者においても状況は同様である。

図表 現在の就職・進学状況(卒業生調査(R5))



図表 雇用形態(卒業生調査(R5))

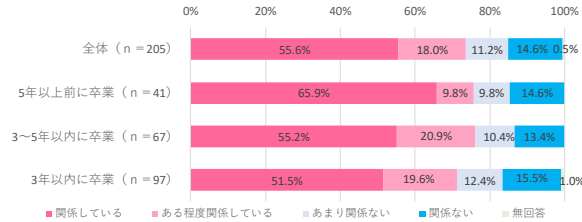


21

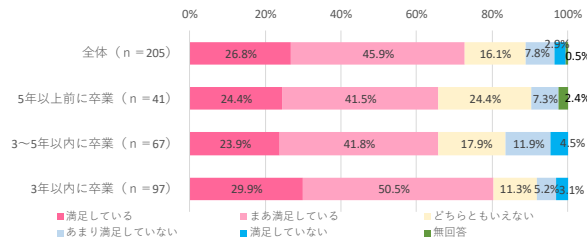
2. (5) 現在の状況 ②働き方

- 回答者の7割以上は、専門学校で学んだ分野に関係ある仕事についている。
- 回答者の7割は、現在の仕事に満足している。

図表 「専門学校で学んだ専門分野」と現在の業務(仕事)との関係(卒業生調査(R5))



図表 仕事満足度(卒業生調査(R5))

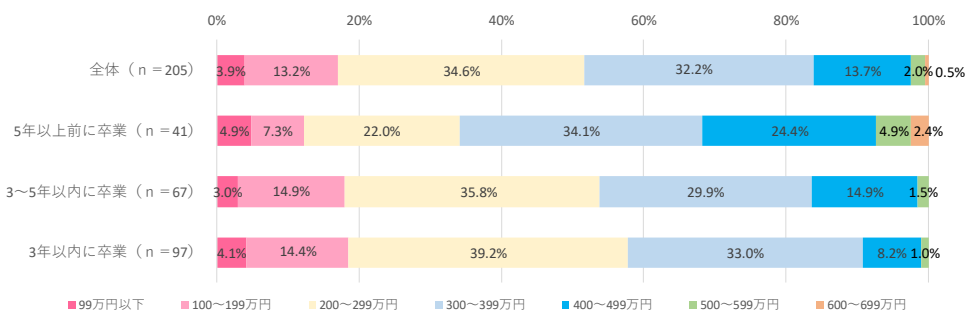


22

2. (5) 現在の状況 ③年収

- 回答者の年収は、「200～299万円」と「300～399万円」が、それぞれ3割程度。
- 卒業後5年以上については、400万以上が3割存在し、卒業後、着実にキャリアアップしていることがうかがえる。

図表 今年度(令和4年4月～令和5年3月)の年収(見込み)(卒業生調査(R5))



23

3. 時系列でみる 修学支援新制度の影響 について

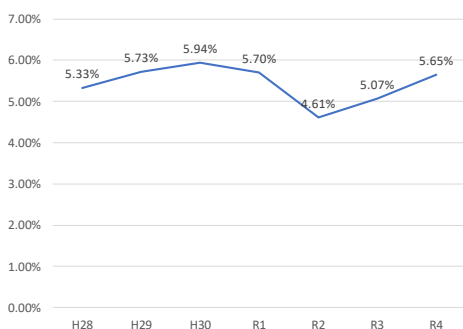
24

3. (1) 中退率の変化①

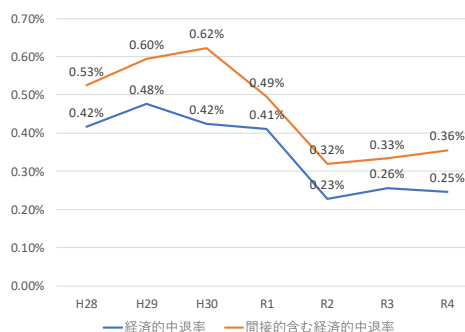
■ 専門学校生の中退率を時系列で見ると5%前後で推移している。令和2年度に、やや低下したが、令和4年度には5%台後半に戻っている。

■ 経済的な理由による中退率をみると、令和元年度までは0.4%台であったが、高等教育の修学支援新制度が始まった令和2年度以降は、0.2%台まで低下している。この傾向は、間接的な理由を含んだ経済的理由による中退でも同様となっている。

図表 中退率の変化
(学校調査(H29~R5))



図表 経済的な理由による中退率の変化
(学校調査(H29~R5))

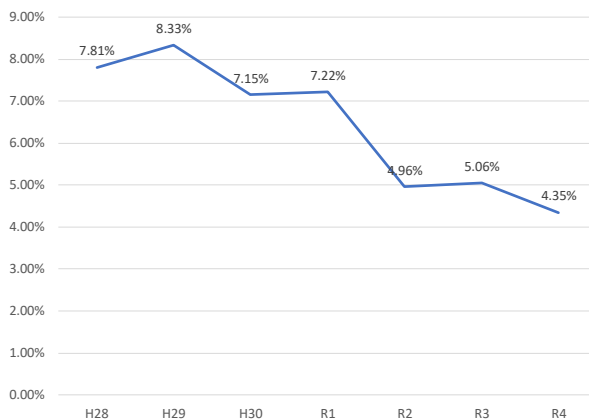


25

3. (1) 中退率の変化②

■ 専門学校生の「中退に占める経済的な理由による中退の割合」を時系列で見ると、令和元年度までは7~8%台であったが、高等教育の修学支援新制度が始まった令和2年度以降は、4~5%台まで低下している。高等教育の修学支援新制度により、経済的理由による中退が減少していることがうかがえる。

図表 中退に占める経済的な理由による中退の割合の変化
(学校調査(H29~R5))

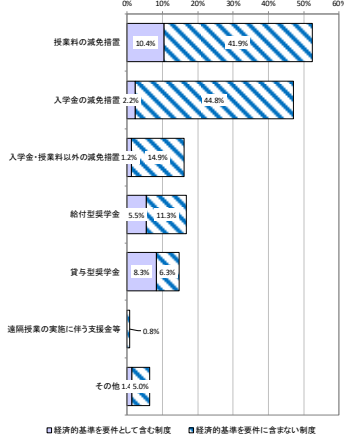


26

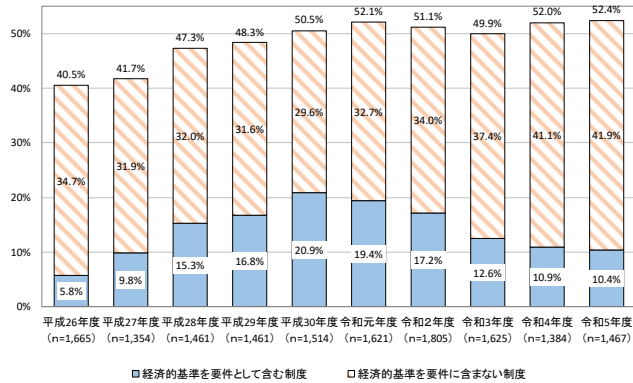
3. (2) 学校独自の経済的支援制度への影響

- 学校独自の経済的支援の実施状況を見ると、「授業料の減免措置」の実施割合が52.3%と高い。このうち、経済的基準を要件とする比率は10.4%である。
- 国事業の支援要件である「経済的基準を要件とする授業料の減免措置」の実施割合は、平成26年度から平成30年度までは拡大傾向にあったが、修学支援新制度の導入に伴い廃止した学校もあり減少傾向にある。

図表 学校独自の経済的支援の実施状況
(学校調査(R5) : n=1,467)



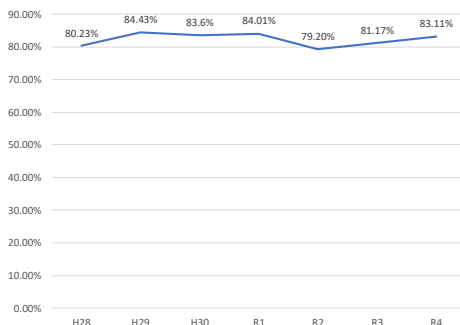
図表 授業料減免措置の実施割合の変化
(学校調査(H27~R5))



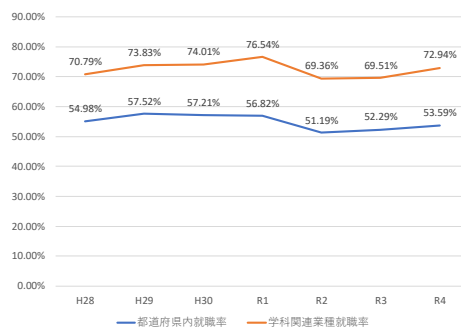
3. (3) 就職率の変化

- 専門学校生の就職率を時系列で見ると、令和2年度に80%台を下回ったものの、その後、令和3年度、4年度では回復傾向にある。
- 都道府県内就職率、学科関連業種就職率についても同様に、令和2年度で低下したが、その後、緩やかに回復傾向がみられる。新型コロナウイルス感染症の流行による労働市場の動きと連動していると推察できる。

図表 就職率の変化
(学校調査(H29~R5))



図表 都道府県内就職率、学科関連業種就職率の変化
(学校調査(H29~R5))



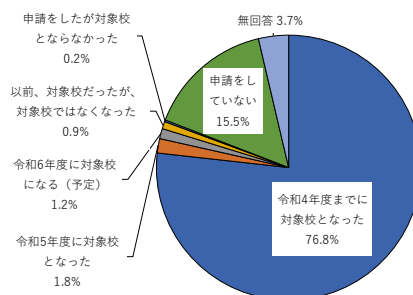
4. 修学支援新制度の 実施状況と課題について

29

4. (1) 高等教育の修学支援新制度の実施状況 ①対象校

- 専門学校に、高等教育の修学支援新制度の対象校になっているかきいたところ、回答校の78.6%が「対象校となっている」と回答。
- このうち、令和5年度に対象校となった学校は、1.8%である。

図表 高等教育の修学支援新制度の対象校か
(学校調査(R5):n=1,467)



30

4. (1) 高等教育の修学支援新制度の実施状況 ②利用割合

■高等教育の修学支援新制度の対象校に、高等教育の修学支援新制度の利用生徒数をきいたところ、全生徒の15.1%が利用していた。

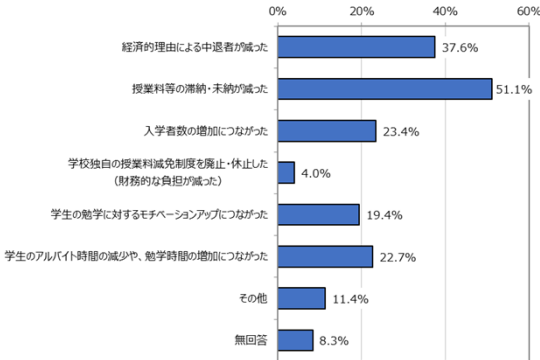
図表 高等教育の修学支援新制度の利用者数
(学校調査(R5):n=1,134(高等教育の修学支援新制度の対象校))

令和4年度		
平均生徒数 (人)	うち高等教育の 修学支援新制度の 利用者数 (人)	利用割合 (%)
267.6	40.3	15.1%

4. (2) 高等教育の修学支援新制度による影響や効果 ①アンケート結果

■修学支援新制度の対象校に、新制度による学校への影響や効果について聞いたところ、51.1%の学校が「授業料等の滞納・未納が減った」と回答している。
■次いで、37.6%の学校が「経済的理由による中退学生が減った」と回答している。

図表 高等教育の修学支援新制度による影響や効果
(学校調査(R5):n=1,152(新制度対象校))



4. (2) 高等教育の修学支援新制度による影響や効果 ②ヒアリング結果

■ヒアリングにおいても、高等教育の修学支援新制度の開始によって、授業料の分納・延納の減少や、経済的理由による中退者が減少したという声が多く聞かれた。

＜授業料等の滞納・未納が減った、経済的理由による中退学生が減った＞

- 授業料の分納、および延納を希望する生徒が減った。（都市部・医療）
- 母子・父子家庭、および非課税世帯の生徒の中には、アルバイトが忙しいため授業を休み、最終的に中退してしまう生徒が一定数いた。修学支援新制度が始まってからは、そういった中退者が全くいなくなった。しっかり授業を受けられるようになった。（都市部・福祉）
- 長期的な学費の見通しが立つこともあり、経済的理由による中退の防止につながった。（都市部・複数分野）
- 経済的理由での退学が減った。中退理由として、今までは学費の支払いができずに辞めることが、一番多い中退理由だった。今は、進路変更や体調不良を理由とする中退の方が多い。（都市部・調理栄養）

33

4. (2) 高等教育の修学支援新制度による影響や効果 ②ヒアリング結果

■ヒアリングからは、高等教育の修学支援新制度は、高校在学時の予約採用もあり、入学前に支援が受けられることがわかるため、入学の決定につながるという意見もあがった。

■経済的に厳しい生徒が進学をあきらめずに、在学採用を見越して進学するケースもある。

＜入学者数の増加につながった＞

- 修学支援新制度が始まる以前までは進学を諦めていたような状況の生徒が、進学できるようになった。特に生活保護世帯は、入学前に学費の用意をすることが難しく、学費を用意できない時点で入学を諦めるケースが多かった。しかし、修学支援新制度が始まったことで、入学前に日本生徒支援機構の奨学金を予約することが出来るようになった。予約採用の決定通知で、授業料減免が受けられるということが入学前に分かる。学費として、授業料以外で最低限必要な金額のみ用意すれば入学は出来る。（都市部・文化教養）
- 当校を志望する生徒層は、高校卒業後に就職するか進学するか悩む場合が多い。進学を選んでもらえるようになったことは、修学支援新制度の効果の1つ。（都市部・工業）
- 経済的に苦しい家庭の生徒が入学しやすくなった。正確な数字は分からないが、経済的に厳しい家庭の生徒は増えている。（都市部・教育スポーツ）
- 入学前の相談でこの制度を伝えたことで、経済的に厳しい高校生が進学をあきらめずに、進学が可能になったケースもあった。（都市部・複数分野）

34

4. (2) 高等教育の修学支援新制度による影響や効果 ②ヒアリング結果

■高等教育の修学支援新制度の導入前は、学費や生活費の工面のためにアルバイトを行い、学業に影響が出るケースもあった。高等教育の修学支援新制度により、支援を受けている学生のアルバイト負担も減っている。

<アルバイト時間の減少>

- 入学後にアルバイトをしながら、学費や修学費に充てている方が多かった。そういった生徒のほとんどは、第1種・第2種貸与型奨学金を利用してアルバイトを減らし、学業に影響が出ないようにしていた。今は、学費も減免されて、アルバイトの負担も減っている。修学支援新制度のおかげで1人暮らしができていない生徒もいる。授業を欠席してアルバイト漬けになり、学校に来なくなる生徒は減った。(都市部・文化教養)
- 修学支援新制度のおかげで、授業後にアルバイトをせずに勉強に取り組んでいる。現在、バイトばかりしてしまう状況の生徒はいない。(地方・医療)
- 修学支援新制度が始まり、「アルバイトをせずに生活費が賄えており助かっている」という支援区分Ⅰの生徒の声があった。以前は貸与型奨学金を利用しながら、足りない部分をアルバイトで補っていた生徒について、やり繰りがうまくいかず授業料の分納、および延納をするというケースがあった。修学支援新制度を利用することでアルバイトの必要がなくなり、それによって分納や延納も減った。(都市部・医療)
- 学費を工面するために長時間のアルバイトを必要としていた生徒について、アルバイトの時間を減らすことができた。(都市部・複数分野)

35

4. (2) 高等教育の修学支援新制度による影響や効果 ②ヒアリング結果

■学業要件の把握など制度をよく理解している生徒に対しては、学習への意欲向上にもつながっているという意見がみられた。

■学校独自の経済的支援については、ヒアリングでは、一部利用が減少しているケースも見られたが、多くの場合、影響がない(あるいは新制度対象者以外が支援層になっている)。

<学生のモチベーションアップ>

- 修学支援新制度の内容をよく理解している生徒(学業要件を理解している生徒)は、熱心に勉強に取り組んでおり、意欲の向上に繋がっている。(都市部・工業)
- 新制度を利用している生徒は、学業へのモチベーションが高い印象がある。(都市部・文化教養)

<学校独自の経済的支援への影響>

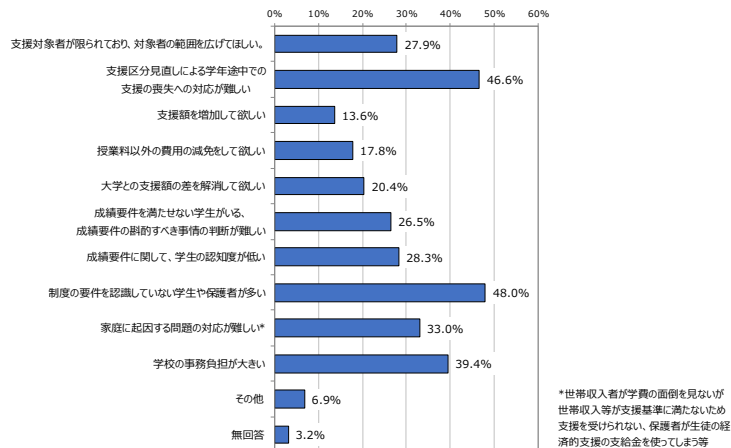
- 現在は学校独自の授業料減免制度は、学科や高卒者などで対象者を絞っていない。家計急変の生徒の利用が多く、急変の内容については学校独自に広く解釈している。各支援から零れ落ちてしまった社会人生徒の中で、とりわけ困窮している者を選定している。(都市部・福祉)
- 学校独自の奨学金等を利用しなくても、修学支援新制度を利用して学校に通うことが出来る生徒が増えてきた。学校独自の奨学金等は、希望者が年々減っている。(都市部・工業)
- 成績が優秀な生徒への減免があるが、修学支援新制度が始まったことによる影響はない。(地方・医療)
- 元々、授業料減免措置はあるが、経済的要件は含まれていない。利用層は修学支援新制度対象者とは異なるため、制度が始まったことでの変化はない。(都市部・教育スポーツ)

36

4. (3) 修学支援新制度の課題 ①アンケート結果からみた全体傾向

■修学支援新制度の対象校に、新制度の課題について聞いたところ、「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い(48.0%)」「支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい(46.6%)」の回答割合が高い。

図表 高等教育の修学支援新制度実施上の課題
(学校調査(R5)) : n=1,152(新制度対象校)



37

4. (3) 修学支援新制度の課題 ②制度の要件を認識していない学生や保護者が多い

■「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い」ことについて、制度の説明を専門学校が担っている。生徒や保護者への説明の時間が、専門学校にとって大きな負担になるケースもみられた。

<制度の要件を認識していない学生や保護者が多い>

■制度の説明に時間がとられる。説明のために新たな労力を割いている

- 生徒や保護者への説明に非常に時間をとられる。授業料減免制度と給付奨学金が別であることを、生徒や保護者に理解してもらうことが非常に難しく時間がとられる。制度理解をしてもらうのが難しい場合は、「こういった手続きをしてください」と具体的な作業内容を案内している。事務負担より対生徒・保護者への説明の負担が大きい。(都市部・工業)
- 修学支援新制度について、生徒とその保護者に理解してもらうことに一番苦労した。開始当初は、制度が始まることを知らない方も多かった。開始当初頃は、修学支援制度について『授業料無償化』という報道がなされたため、保護者から「誰でも、授業料を払わなくても学校に行けるのですね」といった問い合わせもあるなど、対象範囲や支援金額などを理解していない保護者や生徒が多かった。(都市部・工業)
- 資料の内容を理解できる保護者と、理解できない保護者の差が大きくなっている。一定数、資料の内容がわからない保護者もいる。理解しやすいよう、日本生徒支援機構の資料をベースに、学校が図解を入れ文字を減らしたわかりやすい資料を作っている。家庭の事情等により、学校と市区町村の社会福祉協議会や福祉事務所と直接連絡をとって入学までのサポートをおこなうケースもある。(都市部・教育スポーツ)

38

4. (3) 修学支援新制度の課題 ②制度の要件を認識していない学生や保護者が多い

■「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い」ことについて、保護者任せで、生徒自身が制度を理解できていないことが問題となっている。書類提出や区分見直しなど、学校と生徒のやりとりが発生するタイミングで、生徒が理解しておらずトラブルが起きることもある。

<制度の要件を認識していない学生や保護者が多い>

■保護者任せで、生徒自身が理解できていないことがある

- 生徒が制度を理解せず、全て保護者に任せている場合も多い。生徒の制度の理解度に非常にばらつきがある。(都市部・工業)
- 支援区分について、生徒に対して丁寧に説明を行い書面でも通知しているが、保護者に伝わっていないことや、生徒や保護者が通知を見ていないことが多く生じる。(都市部・文化教養)
- 修学支援新制度利用者のうち、8～9割は予約採用であるが、高校在学時の申請なこともあり、ほとんどが保護者主体での申請となっている。そのため、生徒に対し、進学先提出用の決定通知を送るよう連絡するが、生徒は何のことも理解していないことが多い。生徒から「これは何の書類か」「この書類でいいのか」という質問を頻繁に受ける。(都市部・医療)
- 所得制限の条件について、生徒が理解できるよう周知することが難しい。予約採用の生徒に奨学金の話をして、「よく分からない」という生徒もいる。算定基準となる収入に、生徒本人の収入も含まれることを説明しているが、理解できていない生徒もあり、区分見直しの際に問題がおきることもある。(都市部・教育スポーツ)

39

4. (3) 修学支援新制度の課題 ②制度の要件を認識していない学生や保護者が多い

■「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い」ことについて、修学支援新制度そのものが複雑であり(授業料減免と給付型奨学金の2本立てなど)、生徒や保護者に説明することが困難だと感じている学校もある。

■また、保護者が日本語話者以外で、制度の理解が困難といったケースもみられた。

<制度の要件を認識していない学生や保護者が多い>

■制度自体が複雑で、生徒や保護者にわかりやすく説明することが困難

- 修学支援新制度の認知度は上がっていると感じるが、説明しても理解できない生徒が一定数いる。給付型奨学金と授業料減免制度、2つの制度を組み合わせた仕組みであることと、それぞれの金額を把握していない生徒が多い。(地方・医療)
 - 現状の制度では、生徒が仕組みまで理解することは難しいと感じる。もう少し制度を簡素化して生徒の理解が深まれば、学業への取り組みに反映できるのではないか。区分見直し制度や、停学をすると支援が止まる(成績要件)など、様々な決まりについて生徒は理解が及ばない。(都市部・工業)
- 保護者が日本語話者以外で、制度の理解が困難
- 母子家庭で、母親が外国人であるケースが最近増えている。保護者の日本語の能力が低く、修学支援新制度の資料を読むことが出来ないことも多い。生徒が理解できる場合は問題ないが、生徒も制度についてよくわからない場合もある。(都市部・教育スポーツ)

40

4. (3) 修学支援新制度の課題 ②制度の要件を認識していない学生や保護者が多い

■「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い」ことについて、高校によって修学支援新制度の周知方法に差がある(と専門学校側から見ると感じられる)ことが課題としてあげられた。このため、予約採用をできていない生徒も存在する。

<制度の要件を認識していない学生や保護者が多い>

■高校によって周知状況に差がある

- 入学前のオープンキャンパスでの面談の際、修学支援新制度の予約採用を知らない高校生もいる。高等学校によって周知の差がある。(都市部・教育スポーツ)
- 進学届を提出しなければならないことを知らず、毎年締切り間際に駆け込みで提出する生徒が多い。高校では、進学先での提出書類について説明していないと感じる。(都市部・医療)
- 近年は減少したが、高校在学中に予約採用を行っておらず、入学後に説明を聞いて初めて本制度について知る生徒もいる。高校在学中に本制度を知り、予約採用行っていれば、学費に関する計画が立てられる。(都市部・複数分野)
- 高等学校からの説明が不足している。予約採用の生徒も、高校において制度の具体的な内容を聞かされておらず、専門学校に質問をしてくる。支援区分も分かっていなかった。また、給付型奨学金の申請手順を分かっていない。話を聞くと、制度について高校の先生も分かっていなかったようだ。(地方・美容)

41

4. (3) 修学支援新制度の課題 ③成績要件に関して、学生の認知度が低い

■「成績要件に関して、学生の認知度が低い」ことについて、生徒が成績要件について把握しておらず、生徒の学業への努力に結びつかないといった意見がきかれた。また、成績要件のことを理解できておらず、要件にひっかかることに気が付かないケースもある。

<成績要件に関して、学生の認知度が低い>

■生徒が成績要件について把握しておらず、学業のモチベーションアップにつながらない

- 制度に対する理解度が生徒で異なる。修学支援新制度の成績要件などの理解が乏しい生徒は、努力が足りない傾向にあり、学業不振から支援停止になってしまうこともある。(都市部・工業)
- GPA 1/4以下が2年続いた場合は、警告のち支援停止になるということを何度も対象生徒に伝えている。そうならないよう頑張っている生徒もいるが、よくわかっていない生徒もいる。(都市部・文化教養)
- GPAを導入していないため、適格認定は、平均点で順位付けをしている。「下位1/4に入ってはいけない」という説明はしているが、自分の成績が全体のどの位置なのかを把握していない生徒も多くいる。「単位が取れていれば卒業できるので大丈夫だろう」と安心してしまう場合が多く、下位1/4になっていることに気が付かずに、警告処置になってしまう生徒もいる。(都市部・医療)

42

4. (3) 修学支援新制度の課題 ④支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい

■「支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい」ことについて、学年の途中の10月という時期に見直しがあることで問題が生じているケースが多くみられた。特に、区分変更から貸与型奨学金の2次募集までの期間が短い、という意見もあげられた。

<支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい>

■学年の途中の10月という時期に見直しがあることで問題が生じる

- 支援区分見直しについて、特に苦労したことは、最終学年生の対応である。残り半期で卒業という時期に支援区分が変わる、もしくは外れる、ということが多発している。元々預貯金が無く、奨学金を頼りに分割払いしていた生徒が区分から外れた場合、卒業まで残り半年だが、貸与奨学金を借りるか増額するか方法がない。途中で支援金額が変わることがあることは、入学前から必ず警告している。しかし、実際に支援区分が変更になってから困惑する生徒が多くみられる。また、支払いを終えなければ卒業が出来ない。9月に区分が変更になり、10月に告知、貸与額を増額するまでが非常にタイトスケジュールであり、生徒が対応しきれない場合は学校では救いようがなくなってしまう。変更時期が4月であれば、現在よりは余裕が生まれると思う。(都市部・文化教養)

43

4. (3) 修学支援新制度の課題 ④支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい

<支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい>

■学年の途中の10月という時期に見直しがあることで問題が生じる(続き)

- 支援区分を見直す時期が、10月であることが困る。区分が下がったり、対象外になったりした場合、急な対応が必要になる。区分から外れてしまった生徒に対しては、奨学金第2種を増やすことが多い。(都市部・教育スポーツ)
- 支援区分が下がった場合、日本生徒支援機構の2次募集に間に合えば、貸与型奨学金を利用する。しかし、10月に学校からの通知で初めて生徒が気付いた場合、既に貸与型奨学金の2次募集が始まっている。本校では、10月は実習の時期であり、校内にいない生徒も多い。また、実家が遠い生徒もいるため、新たな書類作成に時間がかかる。そのため、書類が提出できず、貸与型奨学金の2次募集の手続きが間に合わない場合もある。(都市部・医療)
- 年度途中の区分変更により、急に経済的な負担が増大することがある。例えば、第I区分から第III区分に区分変更となると、新たに学費の用意が必要となってしまう。(都市部・複数分野)

44

4. (3) 修学支援新制度の課題 ④支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい

■「支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい」ことについて、生徒本人の収入を支援の算定根拠に含めないで欲しいという意見もあげられた。家計を助けるために本人収入が上がると、支援区分が下がり、アルバイトを増やさざるをえなくなる、という負の循環が生じてしまうケースもみられる。

<支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい>

■生徒本人の収入を支援の算定根拠に含めないで欲しい

- 経済的に苦しく、アルバイトをして授業料を捻出している生徒から、「授業料減免によって授業に集中できる環境が整ってきている」という声があがっている。ただ、アルバイトをすることで収入が増え、結果として支援区分が変わってしまい、さらにアルバイトを増やさなければならなくなったというケースもある。支援区分が安定しないことで、生徒の今後の見通しが立てにくくなる。
(都市部・工業)
- 貸与型奨学金は、申請時の保護者（生計維持者）の年収のみで採用判断され、卒業まで見直しは無い。しかし、修学支援新制度は世帯収入で採用判断されるため、生徒本人のアルバイト収入も加算されてしまう。修学支援新制度の対象になるような家庭の生徒は、たくさんアルバイトをする。本人収入が上がって、支援区分が下がってしまったり、区分から外れてしまったりする。修学支援新制度の本来の趣旨から考えると、矛盾している。家計が苦しいため保護者から生活費の補助が無く、アルバイトをしている場合もある。それで支援が減ってしまうと、何のための支援なのか分からない。生徒本人の収入は含めないでほしい。修学支援を受けて家計に余裕ができ、アルバイトの量が減る、というサイクルにならない。
(都市部・教育スポーツ)

45

4. (3) 修学支援新制度の課題 ④支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい

■「支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい」ことについて、生徒が支援区分の変更を理解していないケースもあり、そのような学生への対応に苦慮している専門学校もある。

<支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい>

■支援区分の変更を理解していない生徒がいる

- 見直しによる支援喪失の対応に最も苦労している。生徒には事前に「10月に見直しがあり、支援金額が変わることがある」ということは伝えている。しかし生徒本人はあまり理解しておらず、毎月の振り込み金額を確認しない。学校からの通知で減額に気付き相談に来る生徒が多い。学校には代替の給付制度がないため、貸付を利用するしかなく、対応が難しい。3年生の10月に支援区分が下がり、卒業まで残り半年の時点で貸付を利用することがはばかられ、利用せずに経済的に厳しい生活になった生徒もいた。
(都市部・医療)
- 支援区分の変更について理解できていない生徒がいる。そのため、生徒にしてみると急に「後期は支援されない」という案内がくることになり、学校への問合せも多く発生し対応が大変になる。
(都市部・工業)

46

4. (3) 修学支援新制度の課題 ⑤学校の事務負担が大きい

■「学校の事務負担が大きい」ことについて、「オンライン化、ペーパーレス化してほしい」「書類作成・提出の回数が多すぎる」「複雑なため、担当者の引継ぎが苦勞する」といった意見が上がっている。

<学校の事務負担が大きい>

■オンライン化、ペーパーレス化してほしい

- 在宅も取り入れているため、可能であれば紙ベースではなく、オンライン申請にしてほしい。(都市部・福祉)
- ペーパーレスにしてほしいという意見も上がっている。(都市部・複数分野)

■認定通知書の発行など回数が多く煩雑

- 申請書類の数が多くて複雑。学校が作成する書類も生徒が提出する書類も数が多いので、内容や制度を見直し必要な枚数を減らすなどの負担軽減を検討してほしい。(都市部・複数分野)
- 対象者への認定通知書の発行について、回数が多く煩雑である。(地方・医療)

■担当者の引継ぎが難しい

- 修学支援新制度開始から現在までの担当は自分自身なので問題無いが、もし担当者に変更になる場合、引き継ぐことが非常に大変であると感じる。(都市部・医療)
- 事務が煩雑のため、担当者への負担がある。法人確認、学費の個別対応など事務手続きが増えている。(都市部・調理栄養)

47

4. (3) 修学支援新制度の課題 ⑥家庭に起因する問題の対応が難しい

■「家庭に起因する問題の対応が難しい」ことについて、保護者が奨学金を使ってしまふ、奨学金を生活費に使い切ってしまう、というケースがある。

<家庭に起因する問題の対応が難しい>

■保護者が奨学金を使ってしまふ

- 奨学金を生活費に使ってしまった世帯がある。生徒本人が管理するよう指導はしているが、保護者に預けてしまい、学費分が無くなっているケースがある。昨年度、それで中退した生徒がいた。(都市部・文化教養)
- 学業への熱意がある生徒の保護者が給付金を使ってしまい、中退したケースもあった。同居、下宿にかかわらず、生活費に使ってしまうケースが一定数ある。(都市部・文化教養)
- 奨学金を保護者が管理している場合、家計が厳しくなり奨学金に手を付けてしまうことがある。それが要因で生徒が苦しくなるケースが多い。(都市部・教育スポーツ)

■奨学金を生活費に使い切ってしまう

- 保護者との関係に問題があり、家を出たいという理由で下宿している生徒もいる。そのような生徒が給付金を生活費に使ってしまった、そのまま学校に通えなくなるケースもあった。(都市部・文化教養)
- 各家庭のお金の使い方までは踏み込めない。一人暮らしの生徒でも、給付型給付金も受けられているのに学費を後回ししているケースもあった。支援対象者の生徒の収入は確認しているが、額面上はもらっていても、実際にはお金が無いということもある。(都市部・調理栄養)

48

4. (3) 修学支援新制度の課題 ⑥家庭に起因する問題の対応が難しい

- 「家庭に起因する問題の対応が難しい」ことについて、生徒と保護者の関係に問題があり、保護者に話を聞けないといったケースもある。

<家庭に起因する問題の対応が難しい>

■生徒と保護者の関係に問題があり、保護者に話を聞けない

- 支援停止になった生徒に、授業料の支払いについて聞いたところ、「保護者と話せないから分からない」というケースがあった。結果的には支払い出来たが、親子間で問題がある場合、制度の対象外になった際に揉めることが多い。(都市部・文化教養)
- 奨学金は生徒がもらうものだが、子供が管理することに不安を感じ、実質保護者が管理している場合がある。経済的に厳しい環境で育った生徒について、しっかりした生徒もいるが、そうでない生徒もいる。保護者は家庭のことを言いたくないため、延納について一步踏み込んで状況を聞くと、気分を害される。長い時間をかけて話を聞いていくと、家庭の生活費に使用していたりする。話は聞いてもらえるが、実際に改善することは難しい。(地方・医療)

49

4. (3) 修学支援新制度の課題 ⑦大学との支援額の差を解消して欲しい

- 「大学との支援額の差を解消して欲しい」ことについて、特に卒業までの期間や取得資格が大学と変わらない分野において、大学との差を解消してほしいという意見があがった。
- その他、「貸与奨学金第1種との併給調整を無くしてほしい」という意見があがった。

<大学との支援額の差を解消して欲しい>

■取得可能資格等が大学と変わらない

- 主に医療系分野の学科からの意見として、取得できる資格も大学と変わらないので、支援額の大学との差をなくして欲しい。私立大学は最大70万円だが専門学校だと59万円となっている。金額が同じになれば、生徒の進路選択の幅も広がる。(都市部・複数分野)
- 大学と比べ、支援額の差がある。専門学校も増額していただけると、生徒も助かる。(都市部・教育スポーツ)

<その他>

■貸与奨学金第1種との併給調整を無くしてほしい

- 対象者は、元々経済的に厳しい生徒の層なので、どうしても貸与型奨学金を使わなければならないことが多い。そこで無利子である貸与奨学金第1種の併給調整を無くしてほしい。第Ⅰ・Ⅱ区分は奨学金が出なくなり、第Ⅲ区分は大きく減額される。(都市部・教育スポーツ)

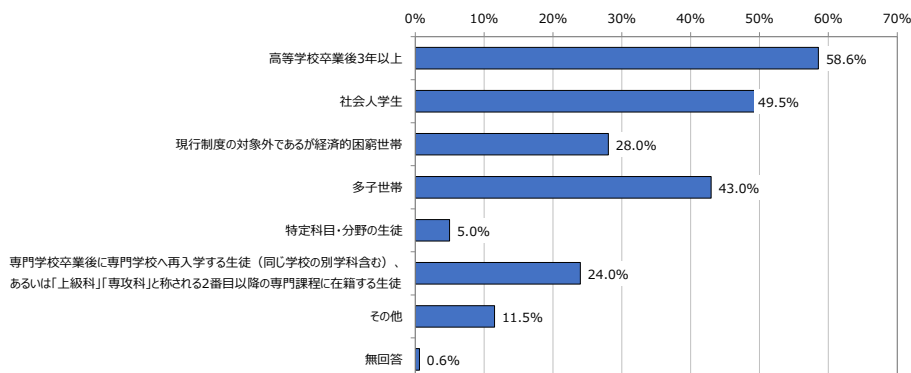
50

4. (4) 対象者として拡大した方がよい項目 ①アンケート結果

■修学支援新制度の対象校に、新制度の対象者として拡大した方がよいと思う項目を聞いたところ、「高等学校卒業後3年以上」と回答した割合が58.6%と最も高い。

■次いで「社会人学生」が49.5%、「多子世帯」が43.0%である。

図表 修学支援新制度の対象者として拡大した方がよいと思う項目
(学校調査(R5): n=321(新制度対象校で「支援対象者が限られており、対象者の範囲を広げてほしい」と回答))



51

4. (4) 対象者として拡大した方がよい項目 ②高等学校卒業後3年以上

■対象者として「高等学校卒業後3年以上」を対象としてほしい理由として、高校卒業後にアルバイトをしていた、大学中退など、高校卒業後3年以上で自立できていない人が学び直すための支援が欲しいといったことがあげられた。大卒後でないとう入学できない学科がある、というケースもあった。いずれも厚労省の専門実践教育訓練給付金も使えず、支援が少ないという点が指摘された。

<高等学校卒業後3年以上>

■高校卒業後にアルバイトをしていた、大学中退など、高校卒業後3年以上で自立できていない人が学び直すための支援が欲しい

- 高等学校卒業後3年以上の生徒は、修学支援新制度に申し込みが出来ない。卒業後にアルバイトをしていたなど、学校に行きたいが学費を用意することが難しい方たちがいる。高等学校卒業後3年以上経っているが自活できていない生徒への支援が必要である。(都市部・文化教養)
- 高等学校卒業後すぐの入学者が多いが、卒業後3年以上の中には、大学中退者や、大学および他の専門学校を卒業してから入学する者もいる。高等学校卒業後3年以上経ってはいるが、まだ独り立ちしておらず収入があるわけではない。家計がどういった状況であっても、現状利用できるのは貸与型奨学金しかない。どこまでを対象にするか難しいところではあるが、支援があることが望ましい。(都市部・教育スポーツ)

■大学卒業後でないとう入学資格がない

- 入学資格として、大学卒業、もしくは高校卒業後に4年間の実務経験が必要な学科がある。そのため、大学卒業後すぐに入学する生徒は、専門実践教育訓練給付金、および修学支援新制度の対象にならない。大学で福祉や医療を専攻しておらず、進路変更した生徒、もしくは大学で資格が取れず、もう1年勉強し資格取得をするために入学する生徒がいる。(都市部・福祉)

52

4. (4) 対象者として拡大した方がよい項目 ③社会人学生

■対象者として「社会人学生」を対象としてほしい理由として、厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の対象にならない社会人(アルバイト等で雇用保険に入らないで働いていた・結婚して主婦になっていた・大学卒業後の無職期間が長い、等)への支援を拡充して欲しいという意見があった。

<社会人学生>

■厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の対象にならない社会人への支援

- 社会人生徒の対象範囲を、少しでもいいので広げてほしい。厚生労働省の職業訓練給付金は社会人経験が2年以上あれば利用できるが、雇用保険に入ったことのない生徒は利用できない。しかし高等学校卒業後3年経っていた場合、修学支援新制度も利用できない。人数は多くはないが、どちらにも該当しない隙間の生徒への支援が必要である。高等学校卒業後に予備校に通っていたり、学費を貯めるために働いていた。また、母子家庭、および父子家庭の生徒が非常に増えてきた。保護者の援助が無く、社会人生徒になって収入が止まることに不安を感じる生徒が多い。(都市部・医療)
- 正社員経験のある生徒は、厚生労働省の専門実践教育訓練給付金が適用される。しかし、正社員経験後に結婚して主婦になっている場合、その権利を失っている。大学卒業後間もない生徒は、いずれの給付金の対象にもならない。メンタルを崩して無職期間が2、3年ある方、アルバイトでのみ生活している方も一定数入学する。全額でなくてもいいので、何かしらの給付型の支援があると嬉しい。雇用保険を利用していただいていた社会人生徒には十分な支援があり、そうでない生徒は働きながら学校に通うが、急に働けなくなったり、家計が急変したりした際の支援策がない。そこをカバーできるような制度が欲しい。(都市部・福祉)

53

4. (4) 対象者として拡大した方がよい項目 ④現行制度の対象外であるが経済的困窮世帯

■対象者として「現行制度の対象外であるが経済的困窮世帯」を対象としてほしい理由として、支援対象外ではあるが様々な理由から困窮しているケースがあり、現状では低所得世帯の方が手厚い支援が受けられる状況になっていることがあげられた。

<現行制度の対象外であるが経済的困窮世帯>

■支援対象外ではあるが、様々な理由から困窮しているケースがある

- 修学支援新制度対象の生徒よりも、あと少しの差で支援条件の対象に入らない生徒の方が、授業料延滞の問題を起こしやすくなっている。具体的には所得制限を超えてしまう年収400万円以上付近の家庭の生徒である。ある程度の世帯年収があり公的な援助を受けられない場合でも、家計の状況は様々である。借入れがあったり、支出が多かったり、多子世帯であったりなどのケースがみられる。低所得世帯の方が手厚い状況である。(都市部・教育スポーツ)
- どこにも該当していないが、困窮しているという生徒はいる。基準は必要だと思うが、もう少しのところで救えない生徒を目にする。色々なパターンがあり難しいと思うが、今の制度から零れてしまう生徒を支援できればと感じる。(都市部・文化教養)
- 貸与型奨学金は子供が返還する制度なので、子供に負担をさせないように、なるべく教育ローンを利用しようとする保護者もいる。しかし、多子世帯で既に借入れ枠が無く、ローンを組めないということもある。(都市部・教育スポーツ)

54

4. (4) 対象者として拡大した方がよい項目 ⑤専門学校卒業後に専門学校へ再入学する生徒

■対象者として「専門学校卒業後に専門学校へ再入学する生徒」を対象としてほしい理由として、同じ学校の2番目以降の専門課程(いわゆる専攻科)に進学する生徒に対する支援をして欲しいというケースがみられた。

<専門学校卒業後に専門学校へ再入学する生徒>

■同じ学校の2番目以降の専門課程(いわゆる専攻科)に進学する生徒に対して支援が行えない

- 定員充足率との関係から、一部の生徒だけが進級する2年制のカリキュラムをいわゆる専攻科として位置付けている。当該学科に進学する生徒に対しては、修学支援新制度が使えなくなってしまう。現状では、当該学科に対しては学校独自の支援制度で対応しているが、厳しい面もある。同じ学校での進学なので、そのまま支援をしてもらいたい。(地方・美容)

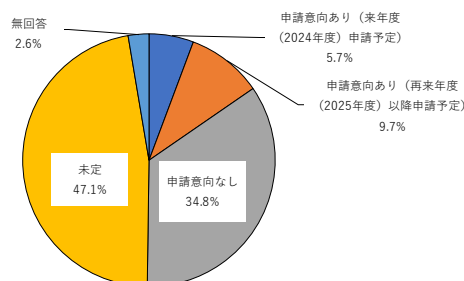
55

4. (5) 今後の修学支援新制度への申請意向

■令和5年度の高等教育の修学支援新制度の対象校ではない学校の、来年度(2024年度)以降の申請意向をみると、15.4%が「申請意向あり」と回答している。

■34.8%が「申請意向なし」と回答、47.1%は「未定」と回答している。

図表 来年度(2024年度)以降の高等教育の修学支援新制度申請意向
(学校調査(R5):n=227(令和5年度対象校以外))

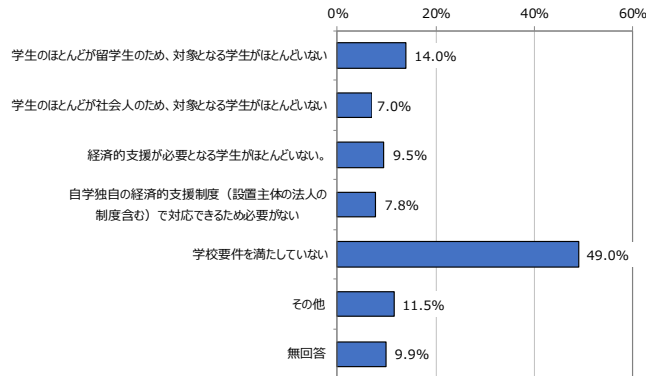


56

4. (6) 機関要件等について ① 高等教育の修学支援新制度不参加理由

■ 令和5年度の高等教育の修学支援新制度の対象校ではない学校と申請をしていない学校の不参加理由を聞いたところ、「学校要件を満たしていない(49.0%)」と回答した割合が最も高かった。

図表 高等教育の修学支援新制度不参加理由
(学校調査(R5): n=243(「以前、対象校だったが、対象校ではなくなった」「申請をしたが対象校とならなかった」「申請をしていない」と回答))



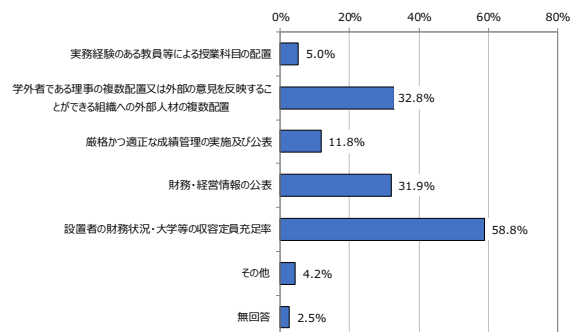
57

4. (6) 機関要件等について ② 満たしていない学校要件

■ 令和5年度の高等教育の修学支援新制度の対象校ではない学校と申請をしていない学校で「学校要件を満たしていない」と回答した学校に、満たしていない要件を聞いたところ、「設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率」の割合が58.8%と最も高い。

■ 次に「学外者である理事の複数配置又は外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」が32.8%、「財務・経営情報の公表」が31.9%である。

図表 満たしていない学校要件
(学校調査(R5): n=119(対象校以外または申請をしていない学校で「学校要件を満たしていない」と回答))



58

4. (6) 機関要件等について ③ヒアリングにおける意見

■機関要件について、特に地方部の(小規模の)専門学校からは、定員充足率への対応が厳しいという意見が多くあがった。

<機関要件について>

■地方では入学者が減少傾向にあり、定員充足率の要件を緩和して欲しい

- 地方で、かつ少子化ということもあり、来年度の入学予定者が減っている状況である。定員充足率について、もう少し緩和、もしくは県によって変えてほしい。定員は、教員の人数や学科設置数などに関係しているので簡単には変えられない。(地方・医療)
- 令和4年に「修学支援の対象機関となる大学等(確認大学等)に係る取り消し」を受けた。取り消しを受けて、令和5年度の新入生は、修学支援新制度と同等の独自減免を実施している。「法人の経理状況」「生徒の在籍割合」によって「修学支援の取り消し」につながる制度設計は問題がある。低学力による国家資格取得の低さや就職率の低さなどを目安とすべきではないか。地元就職に大きく寄与(80%以上が県内就職)しているが、国や県は保護してくれない。18歳人口が減少する中、地方の小さな学校法人は、この制度が活用できなくなる。「同一分野に県内には一つしかない学科」があると修学支援の取り消しを免れたり、子どもの数や理系選択で、支援対象かどうかが決まるのもおかしい。地元就職率の高さをもって、「高等教育の修学支援新制度」活用の対象校として頂きたい。(地方・調理栄養)
- 修学支援の対象校になるための基準(定員充足率)を下げしてほしい。地方の単科校のため、基準を満たすのが厳しい。県全体で生徒が減る中で、定員充足率だけを見られ、支援の対象外の学校になってしまうのは困る。学びたい生徒を支援するという本来の目的とずれるのではないか。(地方・美容)

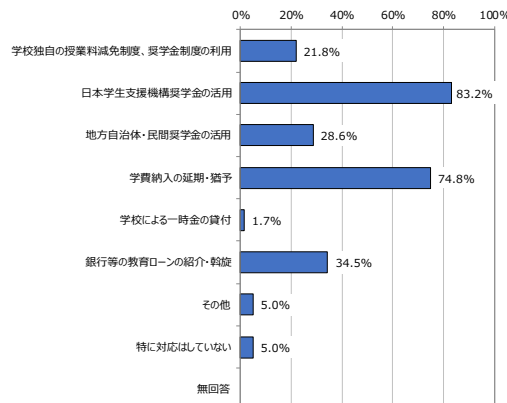
59

4. (7) 高等教育の修学支援新制度と同程度の経済的支援が必要な学生に対する対応

■高等教育の修学支援新制度の対象校ではない学校に、(高等教育の修学支援新制度と同程度の)経済的支援が必要な学生に対する対応を聞いたところ、「日本学生支援機構奨学金の活用」が83.2%、「学費納入の延期・猶予」が74.8%であった。

■学校独自の制度を利用する割合は、21.8%にとどまる。

図表 (高等教育の修学支援新制度と同程度の)経済的支援が必要な学生に対する対応
(学校調査(R5):n=119(対象校以外または申請をしていない学校で「学校要件を満たしていない」と回答))



60

6. まとめ

61

6. まとめ (1) 国事業について ①国事業の効果

<国事業の効果>

- 平成27年度以降の国事業協力者へのアンケート（卒業生アンケート）において、国事業で支援を受けた効果をきいたところ、7割が「親の経済的負担を減らすことができた」、6割弱が「自分の経済的負担を減らすことができた」と回答しており、協力者の経済的負担を軽減できたことがわかる。さらに、「新たな奨学金やローンを利用しなくて済んだ」「勉強の時間を確保できた」など多岐にわたる効果がみられた。
- また、直近の修学支援新制度との併用者と比較して、修学支援新制度開始以前の協力者は「自分の経済的負担を減らすことができた」の回答割合が高く、国事業が家計的に親から独立していた社会人等も含む生徒にも一定の支援を行っていたことがうかがえる。
- この他、専門学校へのヒアリングにおいては、国事業は経済的支援部分だけでなく、修学支援アドバイザー制度や目標管理シートが役に立ったという意見もあがっている。
- 卒業生は、専門学校における勉強を通じて「人との関係を大切にし、協調・共同して行動できること」「専攻分野の知識や技能」などの能力を身に付けたと回答。また、「仕事に直接役立つ専門知識や技術」や「勉強する習慣」などの能力を、専門学校時代の勉強でみにつけたと7割以上が回答。協力者は、国事業の支援等によって、一定の知識・スキル等を獲得して卒業できたことがわかる。

62

6. まとめ (1) 国事業について ②卒業生の現状と課題

<卒業生の状況>

- アンケート回答者の約9割は現在、働いており、うち8割は正社員である。働いている人のうち7割以上は、専門学校で学んだ分野に関係ある仕事に就いている。また、6割が専門学校在学中に「学科での勉強に関連する資格」を取得し、3割以上が、資格が必要な職業に就いている。
- アンケート回答者の7割は、現在の仕事に満足している。
- 回答者の年収は、「200～299万円」と「300～399万円」が、それぞれ3割程度。卒業後5年以上については、400万以上が3割存在し、卒業後、着実にキャリアアップしていることがうかがえる。

<国事業の課題点>

- 専門学校ヒアリングでは、国事業の課題として、支援時期が遅いことがあげられた。年度内における支給時期の遅さだけでなく、事業形態から次年度以降の見通しが立ちにくいことも課題としてあげられた。
- また、卒業生アンケート結果においても、修学支援新制度と比較した場合、「新たな奨学金やローンを利用しなくて済んだ」「授業料等の延滞をしなくてすんだ」などの効果は低めである。国事業は、支援時期が遅く、また次年度の見通しが立たないため、学費計画を立てにくく、これらの効果が弱まったと考えられる。また、修学支援新制度では、予約採用もあり、支援時期が遅いという課題が改善されているといえる。

63

6. まとめ (2) 修学支援新制度について ①修学支援新制度の現状と効果

<修学支援新制度の現状>

- 専門学校アンケートでは、回答校の78.6%が修学支援新制度の対象校となっている。うち、令和5年度に対象校となった学校は1.8%。
- 高等教育の修学支援新制度の利用生徒割合は、全生徒の15.1%。

<修学支援新制度の効果>

- 専門学校生の中退率を時系列で見ると5%前後で推移している。令和2年度に、やや低下したが、令和4年度には5%台後半に戻っている。一方で、経済的な理由による中退率は、令和元年度までは0.4%台であったが、修学支援新制度が開始した令和2年度以降は、0.2%台まで低下している。修学支援新制度は、経済的な理由による中退の抑止効果があることがうかがえる。
- さらに、専門学校アンケートでは、5割が「授業料等の滞納・未納が減った」、4割が「経済的理由による中退学生が減った」と回答。また、ヒアリングからは、予約採用により、入学決定につながることもあるといった意見もあがった。また、以前は学費や生活費の工面のためにアルバイトを行い、学業に影響が出るケースもあったが、制度開始により、支援を受けている学生のアルバイト負担も減っているといった意見も多く上がった。

64

6. まとめ (2) 修学支援新制度について ②修学支援新制度の課題

<修学支援新制度の課題>

- 専門学校アンケートでは、「制度の要件を認識していない学生や保護者が多い」「支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい」をいずれも5割弱の学校が課題としてあげている。

<制度の要件を認識していない学生や保護者が多い>

- ①制度の説明を専門学校が担っているおり、生徒や保護者への説明の時間が、専門学校にとって大きな負担になる、②保護者任せで生徒自身が制度を理解できておらず、書類提出や区分見直しなどトラブルが起きる、③修学支援新制度そのものが複雑であり生徒や保護者に説明することが困難、といった意見が多くあがった。また、保護者が日本語話者以外で、制度の理解が困難といったケースもみられた。
- 高校によって修学支援新制度の周知方法に差がある（と専門学校側から見ると感じられる）ことが課題としてあげられた。このため、予約採用をできていない生徒も存在する。ただし、高校の教員も多忙であり、必ずしも周知を担えるとは限らない。高校段階において修学支援新制度の周知を誰が担うかについて、今後の検討課題といえる。
- 関連して、「成績要件に関して、学生の認知度が低い」ことについて、生徒が成績要件について把握しておらず、生徒の学業への努力に結びつかないといった意見がきかれた。また、成績要件のことを理解できておらず、要件にひっかかることに気が付かないケースもある。

65

6. まとめ (2) 修学支援新制度について ②修学支援新制度の課題(続き)

<支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失への対応が難しい>

- 学年の途中の10月という時期に見直しがあることで問題が生じているケースが多くみられた。特に、区分変更から貸与型奨学金の2次募集までの期間が短い、という意見があげられた。
- 生徒本人の収入を支援の算定根拠に含めないで欲しいという意見もあげられた。家計を助けるために本人収入が上がると、支援区分が下がり、アルバイトを増やさざるをえなくなる、という負の循環が生じてしまうケースもみられる。

<学校の事務負担が大きい>

- ①オンライン化、ペーパーレス化してほしい、②書類作成・提出の回数が多すぎる、③複雑なため、担当者の引継ぎが苦勞する、といった意見があがっている。

<その他>

- 「家庭に起因する問題の対応が難しい」ことについて、①保護者が奨学金を使ってしまう、②奨学金を生活費に使い切ってしまう、③生徒と保護者の関係に問題があり、保護者に話を聞けない、といった課題があげられた。
- その他、卒業までの期間や取得資格が大学と変わらない分野において大学との差を解消してほしい、貸与奨学金第1種との供給調整を無くしてほしい、という意見があった。

66

6. まとめ (2) 修学支援新制度について ③支援対象者、機関要件

<支援対象者>

- 支援対象者については、「高等学校卒業後3年以上」「社会人学生」を対象としてほしいという意見が多かった。理由として、高校卒業後にアルバイトをしていた、大学中退など、高校卒業後3年以上で自立できていない人が学び直すための支援が欲しいといったことがあげられた。アルバイト等で雇用保険に入らないで働いていた、結婚して主婦になっていた、大学卒業後の無職期間が長いなど、厚労省の専門実践教育訓練給付金も使えず、支援が少ないという点が指摘された。
- この他、「現行制度の対象外であるが経済的困窮世帯（現状では低所得世帯の方が手厚い支援が受けられる状況）」、「専門学校卒業後に専門学校へ再入学する生徒（特に、同じ学校の2番目以降の専門課程（いわゆる専攻科）に進学する生徒）」への支援をして欲しいという意見が上がった。

<機関要件>

- 修学支援新制度の対象校ではない学校の理由の半数は、学校要件を満たしていないからとなっている。そのうち、6割が「設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率」が要因となっている。
- ヒアリングからは、特に地方部の（小規模の）専門学校において、入学者が減少傾向にあり、現在対象校となっている学校を含め、定員充足率への対応が厳しいという意見が多くあがった。

67

6. まとめ (3) 支援事業の効果検証方法について

- 国事業の効果検証として、本調査では、協力者に対するアンケートを行ってきた（本年度は、協力者が1名だったため、ヒアリングで代替）。あわせて、支援を受けて職業教育を身につけたことが、卒業後に役立っているかどうかを把握するために、協力者に対する卒業生調査を行った。在学中に行う協力者調査と比較して、卒業後に実施する卒業生調査については、回収率が毎年、課題となっている。本年度の回収率は42.5%、昨年度の回収率は55.4%と、例年5割前後である。
- 回収率をあげるために、1) 協力者調査の段階で卒業生調査を行うことを予告する、2) 郵送・メールの2方向で対象者に依頼・督促をする、3) 住所は協力者調査回答時住所・実家住所の両方を確認、といった方法をとっている。なお、大学等で行われる一般的な卒業生調査の回収率は10～30%であり、これらの回収率よりは高く、一定の効果はあったといえる。
- ただし、協力者調査と比較して回収率が低くなる原因として、①学校による督促ができない（学校も卒業後まで追っていない）、②卒業段階で収集した連絡先の変更による逸失、③調査回答は必ずしも義務ではない（※協力者の要件に「委託者が実施する調査に協力する意思があること」の明記はあるが、期間等は記載していない）、などがあげられる。
- 一方で、今回の調査結果からも、支援事業の効果検証手法として卒業生調査のような追跡調査は有効な手段の1つだといえる。今後、支援事業の効果検証において追跡調査を行う上では、③について追跡調査への協力意思を確認しておくなど、調査対象者との協力関係の構築などが課題といえる。

68